

「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」及び「船舶による危険物の運送基準を定める告示」の一部改正に関する意見募集の結果について

令和2年12月28日
国土交通省海事局検査測度課

「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」及び「船舶による危険物の運送基準を定める告示」の一部改正に関し、令和2年10月12日から11月10日まで意見の募集を行いました。

その結果、5件の御意見が寄せられました。そのご意見の内容と国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表致します。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和2年10月12日（月）～11月10日（火）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出期間：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

提出意見 5件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室
電話 03-5253-8111（内線44176）

(別紙)

御意見の内容及び国土交通省の考え方

御意見の内容	国土交通省の考え方
1. ○技術上の内容を改正することに賛成する。 国際規則である IMDG コードの改正と整合するように、国内規則を改正することにより国内外の海運物流が統一され、効率的な物流構築にとって非常に好ましい。 ○施行日は変更せず、施行の猶予期間を3（～6）か月確保し令和2年2月29日（～5月31日）までは従前の告示によることを可能とし必須化しない措置が必要 国際整合のため、令和3年1月1日に IMDG コード改正に基づき改正された告示の使用が可能となっていなければならない。 しかし、IMO のスケジュール遅延が発生しているので、混乱を避けるための移行措置が必要。 MSC102 は11月11日に開催が予定されているが、告示の元となる IMDG コードの入手日程が明らかでないうえ、改正告示の公布も令和2年12月中旬に予定されている。 従って、施行日案である令和3年1月1日までの周知期間が最大でも50日程度しか残されていない。 IMDG コードは通常であれば5月の MSC で承認されるので、6か月遅延している。印刷物も10月には日本でも入手できるのが通例である。 欧州の ADN 協定においても、施行開始は令和3年1月1日だが、必須化は相当の猶予期間を設けている。	貴重な御意見ありがとうございます。今回の改正は国連勧告及び国際規則の改正を踏まえたものであり、円滑な危険物輸送を確保するため、輸送モード間の規則に不整合が生じないよう早期に対応する必要がありますので、ご理解とご協力をいただけますようお願い致します。 また、改正動向については、関係団体を通じて関係者に情報共有を図っており、今回の改正は規制緩和が大半であることから令和3年1月1日の施行に御協力いただけますようお願い致します。また、ご指摘いただいた点を踏まえ、今後より一層の適切な情報共有に取り組んで参ります。

3月以降、新型コロナウイルスの感染予防のための周知期間にも支障をきたしているし、周知活動がクラスターとなることも絶対に避けなければならない。タイミング的、量的に情報が不足すると、不要な混乱が発生する恐れがある。

以上を鑑み、改正告示の必須化は、最低でも3カ月（MSC 遅延を考慮すれば6カ月）の猶予期間を設けることが適当である。

あわせて、告示そのものの改正だけでなく、それをフォローするアクションが伴わなければ意味が無い。一般に広く周知し現場での基準となる法令集の発行を令和2年1月下旬となるよう監修の立場から推進すべき。

なお、web 上の告示データベースへの掲載も、公布即日を実施するのが当然と考える。

2.

- IMDG コードの発効時期に国内委反映されることに賛成する。
- 特に今回は IMDG コードの改正案が採択される IMO 海上安全委員会の開催見込み段階にてパブコを実施する良い判断である。
- 公布から施行日まで一カ月もないが、今回に限ってはこのスケジュールは許容範囲と考える。
- COVID-19 の影響による IMDG コード採択遅れは、日本だけでなく世界的な周知遅延をもたらしているので、関係業界のヒアリングなどを行い、経過措置の可否を検討することが望ましく、国土交通省によるリモート説明会の実施など積極的な周知活動を合わせて行うなどのフォローも検討すべきである。
- また、今回の例にならい、今後の IMDG コード改正採択に伴う国内規制反映についても、海上安全委員会の採択から3か月以内にパブコを実施し、必要な国民には IMDG コードの具体的な改正情報を個別に提供することにより有用な意見を集める運用として、告示文への反映が適切かつ効率的にできるよう検討

御意見いただきありがとうございます。御意見を参考にし、適切に本改正を実施させていただきます。

することも必要ではないか。そうすれば、11 月初旬での告示改正も無理なくできると思われる。施行日まで一か月もない公布が常態化している	
3. IMDG コード改正に伴う運送要件等の見直しの、1. 危規則エに「放射性輸送物に係る技術上の基準について、経年変化を考慮する旨を追加して規定する。」とありますが、経年変化に関して求められる基準等をお示しいただけますでしょうか。例えば、輸送物の出荷前の検査等で健全性を確認することにより経年変化を考慮したとみなすことは可能でしょうか。 また、オに「現に運送する放射性輸送物に関係のない表示の除去等を行うことを規定する。」とありますが、現状では BL ラベル、指数ラベル、その他の穂で定めるドライアイス表記などがある中で、不要なものとは具体的に何を指しますでしょうか。	経年変化に関しては、輸送容器の使用想定期間、使用頻度、その他の使用又は保管条件等を踏まえ、経年変化を評価したうえで、規則に定める技術上の基準に適合する措置が講じられていることを求めています。 具体的な経年変化としては、放射線による脆化の影響、輸送時にかかる負荷による疲労、保管時における環境条件が与える腐食等の発生が考えられます。 「現に運送する放射性輸送物に関係のない表示の除去等を行うことを規定する。」に関しましては、似て非なる表示が輸送物に付されている事例があり紛らわしいことから、その運送に関係ないものを見えないようにする等の対応を想定しております。
4. 改正される IMDG コードに含まれるエラーは、事前に修正のうえ告示に反映していただきたい。（これまでの告示改正でもそうしていたように） IMDG コードの発行前に意見提出期限が終了するため、個別のエラーを確認して意見提出することはできないため。	御意見ありがとうございます。 国際基準との適合を踏まえ適切に対応して参ります。
5. 環境については、これからはしっかり規制してほしい。 ただ、今回の内容は「何を」は分かるが「どのように」になるのかが、付随している文からは分からないものがあったので、きちんと示してほしい。そのうえ、公布から施行まで期間も短いので、	貴重な御意見ありがとうございます。 今回の改正は、国際条約を国内法に取り入れるものであり、また、その内容につきましては、事前に業界団体等を通じ、広くご説明して参りました。しかしながら、ご指摘につきましては、今後の改正に際して、十

意見を出しても反映が出来ないのではないのでしょうか。

分に配慮させて頂きたいと考えております。